

5. 6 生口島地域

1. 地域の現状

1) 都市計画の指定状況

本地域は、因島地域との一体圏域として、用途地域と用途白地地域で構成される因島瀬戸田都市計画区域（非線引き都市計画区域）に属している地域です。

2) 人口・世帯

人口は、平成27年（2015年）現在で9,383人となっており、5年前に比べ841人減少し、各地域の中で最も減少率が高い地域となっています。老年人口比率は、平成27年（2015年）現在で43%となっており、各地域の中で最も高い地域となっています。

また、世帯数は、平成22年（2010年）をピークに減少傾向となっており、平成27年（2015年）では、4,155世帯となっています。世帯人員は、2.26人/世帯となっています。

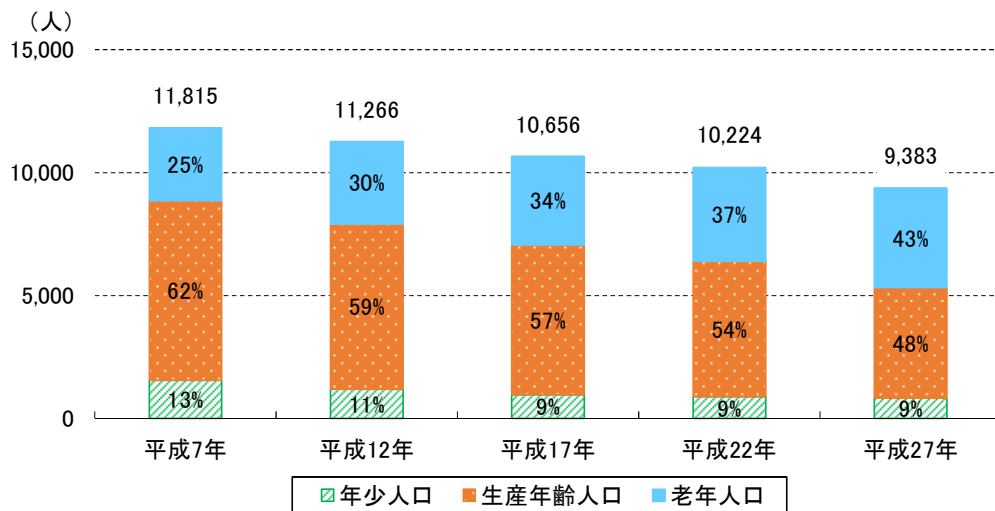


図 地域内人口の推移

資料：国勢調査

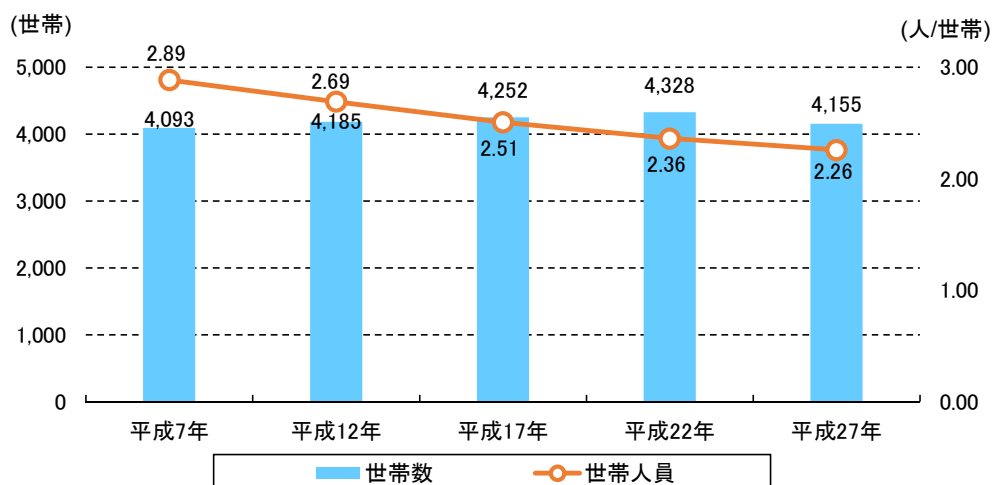


図 地域内世帯数の推移

資料：国勢調査

3) 地域の特徴

本地域は、生口島と高根島で構成されており、沿岸部を中心に市街地・集落地が連続的に広がる地域となっています。

北西部の瀬戸田地区は、西瀬戸自動車道沿線地域における主要な観光地となっており、向上寺や歴史あるまちなみをはじめ、耕三寺、平山郁夫美術館等の歴史・文化施設と、その背後に立地する潮音山や観音山など、みどりと歴史・文化が融合した拠点となっています。

沢港周辺や名荷地区等の沿岸部には、工場が立地しています。

地域内には、広域幹線道路として、西瀬戸自動車道が整備されています。また、地域の主要な幹線道路として、国道317号及び県道生口島循環線が整備されており、県道生口島循環線沿道には、沿道サービス施設が立地しています。

瀬戸田サンセットビーチや観音山からの眺望や瀬戸田水道の海辺景観等は、本地域を代表する景観を創出しています。

東部の海岸線や高根島周辺をはじめとして、自然海岸が多く残されており、アマモ場が点在しています。

地域別会議等において意見のあった魅力ある地域資源図



2. 地域の課題

●地域特性に応じた周辺環境と調和した土地利用の誘導

用途地域を指定しているものの、人口減少の進行によって用途地域の指定と居住の実態が一致しておらず不整合が生じている地区や施設の誘導が十分でない地区があるため、地域の実情に応じた適切な土地利用の見直しが求められています。

●地域の魅力を向上させる拠点性の強化

本地域は、向上寺や耕三寺等の歴史・文化施設と周辺の山林とが融合した景観と歴史・文化等の情報発信に資する重要な拠点を有しています。

また、瀬戸田サンセットビーチ等の広域交流に資するレクリエーションの拠点も有しており、引き続き、拠点性を維持するとともに、さらなる交流の拡大に向けた機能強化が重要です。

●安全で、安心して暮らし続けられる都市の構築

南部は、広範囲に土石流による被害が想定されており、住民が安全に避難できるよう、ハザードマップの周知や避難路の確保が求められています。

市民アンケート調査によると、避難場所となる公園等のオープンスペースの確保や住民の防災意識の向上が求められています。また、地域外への防災ネットワークの強化を図る以上に、地域内の防災対策の強化が強く望まれています。

これらを踏まえて、住みなれた地域で安全で、安心して暮らし続けられる基盤整備が求められています。

地域の課題に関する地域別会議における意見

■まちづくりの障害となっている課題

- ・空き家への対策が不可欠
- ・道路が悪い
- ・主要な道路の維持管理
- ・生活排水路の維持管理 等

3. 地域の将来像

地域資源や地域産業を活かした魅力あふれるまちづくり

【主旨】

西瀬戸自動車道沿線地域における主要な観光地となっており、向上寺や歴史あるまちなみをはじめとして、耕三寺、平山郁夫美術館等の歴史・文化施設と、その背後には潮音山や観音山が立地するなど、数多くの地域資源を有しています。

また、レモン等の柑橘類の栽培や造船等の地域産業も活発です。

これらの地域資源や地域産業を活かした、“地域資源や地域産業を活かした魅力あふれるまちづくり”を目指します。



□地域別会議で意見のあった将来像イメージ

生口島地域 1班

■地域全域のテーマ

○観光と地域産業を活かしたにぎわいづくり

生口島地域 2班

■地域全域のテーマ

○見通しのよい明るいまち

4. 地域づくりの方針

1. 土地利用の方針

1) 土地利用の基本方針

(1) 交流軸を活かした土地利用の方針

- 西瀬戸自動車道の活用により、地域振興に向けた地域拠点周辺の都市機能や交通機能等の機能強化を図る合理的かつ計画的な土地利用を進めます。

(2) ゾーン区分別の土地利用の方針

①しまなみ交流ゾーン

- 地域拠点では、生口島地域全体を持続可能な地域生活へ導く合理的かつ計画的な土地利用の誘導を図ります。
- 地域拠点周辺等の既成市街地を中心とした市街地では、生活・文化・観光等の観点から多様で広域的な交流を促進するため、地域の歴史・文化的資源や自然・海洋資源を保全・活用する土地利用を図ります。
- 用途地域が指定されていない集落地では、山林や農地等が広がる豊かな自然環境の保全を基調としつつ、瀬戸田サンセットビーチ等の文化・観光資源を活用した多様な交流に向けた、地域の実情を踏まえた生活環境を形成するための土地利用の誘導を図ります。

2) 用途別土地利用の方針

(1) 市街地内の方針

①商業・業務地

- 魅力ある商業・業務地の形成に向けて、「尾道市空き家等対策計画」による空き家等の適正管理・活用等の対応を図るとともに、「尾道市景観計画」等による建築物の形態・意匠等の規制・誘導により、適正な土地利用を推進します。
- 県道生口島循環線等の市街地部の沿道では、商業・業務機能等の土地利用ポテンシャルを活かした沿道サービス地区を形成するとともに、周辺の住宅地等と調和のとれた土地利用を図ります。
- 地域拠点周辺等の近隣サービス地区では、生活利便性の向上に向けて、地域の実情に応じた生活利便施設を維持・誘導する土地利用を図ります。



県道生口島循環線の
沿道サービス地区

②住宅地

- 名荷地区や福田地区等の中・低層住宅が共存する専用住宅地区や住宅団地では、落ち着いたある良好な居住環境の維持・形成を図ります。また、必要に応じて地区計画等の検討など、地域住民が主体となるまちづくりルールの支援を検討します。
- 専用住宅地区以外の一般住宅地区では、便利で快適な生活環境の形成に向けて、都市施設の

整備・改善や緑地の創出を図るなど、日常生活に必要な利便施設の維持を図ります。

- 県道生口島循環線等の市街地部の後背地では、住宅と沿道の商業施設・サービス施設が共存する地区を形成する土地利用の誘導を図ります。
- 市街地内及び市街地周辺の住宅地内に存する農地は、ゆとりと安らぎを感じるオープンスペースとなることも考慮し、開発と保全のバランスを取りながら、住宅地と農地の共生を図ります。
- 快適で住みよい環境づくりを行うため、「尾道市空家等対策計画」に基づき、空き家等の発生抑制や適正管理・活用等を促進します。
- 住宅地の中に工場が点在するなど、住宅と工場等が近接する地域では、周辺の住環境への影響を考慮しながら、良好な市街地環境の誘導を図ります。
- 住環境の保護・改善に向けて、社会・経済情勢の変化や土地利用の動向等を踏まえ、必要に応じて用途地域の見直しの検討を行うなど、地域の実情に応じた土地利用の誘導を図ります。

③工業・流通団地等

- 地域北部の沿岸に集積する造船所等の工業系用途地域における一層の機能強化に向けて、適正な土地利用の誘導を図ります。
- 住宅地の中に工場が点在するなど、住宅と工場等が近接する地域では、周辺の住環境への影響を考慮しながら、良好な市街地環境の誘導を図ります。
- 本市の「ものづくり産業」を活かした地域産業の発展に向けて、県道生口島循環線沿道等の土地利用ポテンシャルの高まりが想定される地区等では、用途地域の指定の検討等により、工業機能の集積を図ります。

(2) 市街地外の方針

①用途白地地域

- 地域全体の沿岸部から山裾までの平地や丘陵地では、市街地の無秩序な拡大を抑制することを基本とし、自然環境や営農環境と地域住民の生活環境が調和するよう、地域の実情に応じた合理的かつ計画的な土地利用の誘導・規制を継続します。
- 県道生口島循環線沿道等の商業機能が集積されつつある、土地利用に対する需要の高まりが想定される地区では、必要に応じて地域の実情に応じた基盤整備を検討します。
- 未利用地となっている公有地の活用を図るとともに、公共施設等の更新時期に合わせて公有地の再活用を検討します。
- 用途白地地域の住宅地におけるゆとりある居住環境の形成を図るため、地区計画制度の活用等による建築物の適正な用途・形態の誘導等を検討します。

3) 市街地の整備・改善の方針

①既成市街地における住環境の改善

- 既成市街地は、生活環境の向上を図るため、地域の実情に応じた市街地環境の改善を検討します。
- 地域拠点等の既成市街地の環境改善を図るため、地域の実情に応じた、建物の更新、空き家の活用や除却後の跡地の利活用を検討するなど、地域特性に応じた居住環境の形成に向けた土地利用を促進します。
- 既成市街地等の中で基盤整備が十分ではない地区においては、地域の実情に応じて、公共空間の確保や建築物の良好な形態・意匠の維持・誘導を図ります。
- 地域拠点周辺等の既成市街地は、良好な生活環境を維持するため、低未利用地の有効活用を検討します。

②新たな住宅市街地の整備

- 地域拠点周辺等の都市基盤が整備された利便性や開発ポテンシャルの高い地区では、地区の特性にあわせて、商業・業務機能等の計画的な都市機能の誘導や宅地整備の誘導を図り、新たな住宅市街地を整備するための土地利用を促進します。
- 新たな住宅市街地については、計画的で秩序ある整備に向け、都市計画制度の活用により、建築物の良好な形態・意匠の誘導方針等を検討するなど、計画的なまちづくりを推進します。

4) 都市計画の見直し・検討の方針

①用途地域

- 社会・経済情勢の変化や土地利用の動向等により、都市の環境保全や利便の増進が必要となる地域は、地域の実情に応じた合理的かつ計画的な土地利用を図るため、必要に応じて用途地域の見直しや指定、指定解除等を検討します。

②地区計画等

- 一体感を高める必要性のある地区は、商業・業務地や住宅地等のそれぞれの用途に合ったきめ細やかなまちづくりを誘導するため、地区計画制度の活用等による秩序ある土地利用の誘導や建築物の適正な用途・形態の誘導について検討します。

2. 道路・交通体系の整備方針

1) 道路交通網の構築

①広域幹線道路網の強化・活用

- 広域連携の骨格を形成する、西瀬戸自動車道等の南北軸となる広域幹線道路の活用を促進します。
- 広域連携の骨格の形成や新たな土地利用の需要に対応するため、生口島北 IC や生口島南 IC と地域内の各拠点とのアクセス性の強化を図ります。
- 快適な走行空間を確保するため、長期的な視点による維持管理を促進します。

②幹線道路網の構築・充実

- 地域間の一体性確保や円滑な交通体系確保のため、島内及び周辺諸島との連携強化に資する、県道生口島循環線の適切な維持管理の促進や、地域拠点周辺から国道 317 号へ繋がる路線の整備を促進します。
- 円滑な交通流動の確保や安全で利便性の高い市街地環境の形成を考慮しながら都市計画道路は、必要に応じて、計画内容等の見直しを行います。
- 快適な走行空間を確保するため、長期的な視点による維持管理を促進します。

③暮らしと地域に身近な道路の整備・改善

- 各地域の拠点を連絡する、以下に示す暮らしと地域に身近な道路の整備を進めます。特に広域幹線道路や幹線道路、交通拠点等へ連絡する市民に身近な道路のアクセス性の強化や維持管理を図るとともに、進捗が遅れている路線の整備・改良に取り組みます。

- | | |
|----------------|---------|
| ●国道 317 号（荻地区） | ●県道林御寺線 |
| ●県道高根島線 | |

- 地域の防災性や良好な居住環境の確保等の観点から、地域住民との連携のもと、狭あいな道路の改善に努めます。土地条件等から拡幅が困難な箇所では、地域の実情に応じた対応を図ります。

④人にやさしい道路・交通環境の確保

- 高齢者や障害のある人をはじめ、通勤・通学者や観光客等が安全で、安心して利用できる快適でゆとりある歩行者・自転車利用空間を形成するため、国道 317 号及び県道生口島循環線の整備を促進するとともに、生活道路に歩行者空間の整備を進めます。また、観音山へ登る歩行者空間の確保・活用を検討します。
- 玄関口である瀬戸田港等の交通拠点周辺等では、快適な歩行者空間の維持管理・整備を図ります。
- 地域内の道路で発生している交通混雑を緩和するため、道路の整備や交差点の改良を進めます。整備が困難な箇所では、地域の実情に応じた手法による改善を図ります。

- 広域交流の拡大に向けて、しまなみ海道サイクリングロードは、市内に点在するレクリエーション施設等を結ぶネットワークとして、積極的に活用するとともに、継続的に維持・強化を図ります。
- 安全で、安心な自転車走行に向けて、しまなみ海道サイクリングロードへのサイン整備を進めます。

2) 地域公共交通の活性化

地域公共交通は、将来のまちづくりに欠かせない基盤であり、「尾道市地域公共交通網形成計画」において定める、「持続可能なまちづくりを支え、将来にわたって親しまれる地域公共交通」の実現に向けて取り組みます。

- 瀬戸田港を交通拠点として、高速バス・路線バス・航路・タクシーからなる既存の地域公共交通を有効に活用するとともに、地域の実情に応じた新たな移動サービスの導入も含めて有機的なネットワークを形成し、便利で効率的な地域公共交通網をつくります。
- 市民、来訪者・観光客等の誰もがわかりやすく、使いやすいサービスを提供するとともに、地域公共交通利用の喚起、定着を図る施策を展開することにより、誰もが安全で、安心して、利用しやすい・したくなる地域公共交通にしていきます。
- 市民や地域関係者、交通事業者、行政が、地域公共交通に対する認識を共有するとともに、市民や地域関係者の主体的な取組を促すルールづくりによって、多様な関係者が一体となって望ましい地域公共交通を創り・守り・育てる仕組みづくりを行います。

3. 緑地・景観・環境の保全・形成の方針

1) 緑地の保全と緑化の推進

①公園の整備・維持管理

- レクリエーション拠点である瀬戸田サンセットビーチでは、長期的な視点に基づき、適正な維持管理と活用を進めるとともに、シトラスパークの地域の実情を踏まえた再整備に取り組みます。
- 都市公園は、身近なみどり空間であり、市民の憩いの場として重要であるため、地域拠点周辺を中心に、地域の実情に応じた再配置を検討します。
- 既成市街地における空き家除却後の跡地は、「尾道市空家等対策計画」に基づき、オープンスペース等としての利活用を検討します。



瀬戸田サンセットビーチ

②都市緑化の推進

- 市庁舎や集会施設等の公共施設等の整備・更新時に、緑とゆとりある空間の確保のための緑化を推進するとともに、適正な維持管理を図ります。
- 工業系用途地域が連担する地域等における、環境の保全に配慮した潤いあるみどり空間の形成を促進します。
- 新たな住宅団地や工業・流通団地を整備する際には、団地内の緑化の推進や地区計画等により、周囲の景観と調和した緑化を促進します。
- 向上寺や耕三寺周辺等のみどりと歴史・文化の拠点では、引き続き、社寺林の維持・保全を図ります。



みどりと歴史・文化の拠点（向上寺周辺）

2) 尾道特有の景観の保全・形成

①自然景観の保全・形成

- 「尾道市景観計画」に基づき、重点地区においては、向上寺や耕三寺周辺等の自然と歴史・文化が融合した、みどりと歴史・文化の拠点として、景観の保全・形成を図ります。
- 瀬戸内海国立公園をはじめ、市街地や集落を取り巻く豊かな山々と海や島が調和した瀬戸内特有の景観の保全・育成を図ります。
- 観音山等の地域の魅力を代表する良好な眺望を保全するとともに、これらの眺望点の保全・活用を図ります。



観音山中腹からの眺望

- 用途白地地域等に広がる農地や河川・水路等の維持を継続し、集落と農地等が調和した地域固有の景観の保全を図ります。

②市街地・歴史的景観の保全・形成

- 「尾道市景観計画」に基づき、重点地区においては、向上寺や耕三寺周辺等の自然と歴史・文化が融合した、みどりと歴史・文化の拠点として、景観の保全・形成を図ります。特に、景観上重要な区域は、歴史的な景観資源を保全するとともに、無電柱化を検討します。
- 「尾道市歴史的風致維持向上計画」に基づき、市街地に残る旧家や路地の家並みなど、地域特有のまちなみ景観の維持・向上に取り組むとともに、道路の美装化等による景観に配慮した道路空間の形成を図ります。
- 瀬戸田港等の交通拠点や生口島北 IC や生口島南 IC 周辺等では、市内外から多くの人々が訪れる玄関口としてふさわしい景観・環境形成の誘導を図ります。
- 「尾道市屋外広告物条例」等に基づき、景観形成に影響を与える屋外広告物等に対して、適切な指導・対策に取り組みます。

3) 環境の保全・再生

①自然環境の保全・再生・活用

- 瀬戸田サンセットビーチ等の周辺の海辺における親水空間の確保や地域東部における藻場・干潟等では、生態系に配慮した施設整備を検討します。
- 観音山を含む瀬戸内海国立公園やランドマークとなっている山林や海浜等の積極的な保全・育成を図ります。また、新たな交流環境づくりを進めるため、観音山周辺等の豊かな自然環境を活かすとともに、レクリエーション拠点としての整備・活用を検討します。
- 市民に潤いと安らぎを与える身近な河川や海浜は、市民と行政の協働による美化活動等に取り組み、良好な環境の保全・創出を図ります。
- 中山間地域の田畑や果樹園等の優良な農地は、本市の農業を支えているだけでなく、治水や防災においても重要な役割を担っているため、自然環境と調和した農地の保全を図ります。

②生活環境の保全

- 「第2次尾道市環境基本計画」等に基づき、公共施設の整備や更新時には、省エネルギーに配慮した設計や再生可能エネルギーを導入するなど、地球温暖化に対する施策を推進します。
- 生活環境の向上と河川を守るため、合併処理浄化槽を含めた下水道施設等の計画的普及など、地域の実情に応じた生活排水処理対策を推進します。

4. 都市防災の方針

1) 土砂災害・水害対策の推進

①土砂災害対策の推進

- 土砂災害の危険性が高い地区における、急傾斜地崩壊対策事業や砂防事業等の促進により、土砂災害の防止や被害の抑制を図ります。
- 土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域や土砂災害警戒区域では、地域住民に対し、土砂災害情報の周知徹底や警戒避難体制を強化するとともに、土砂災害特別警戒区域では、新たな開発・建築行為の抑制を図ります。

②水害対策の推進

- 台風や大雨による洪水や高潮等の被害を防止するため、関係機関と連携し、河川改修等を促進します。
- 都市防災の視点から、山林が有する水源涵養^{かんよう}機能や農地の洪水調整機能を保持するため、保安林や農地等の維持・保全を図ります。
- 近年の集中豪雨による市街地の浸水被害の軽減に向けた、排水施設の整備の検討や施設の規模に応じた維持管理を図ります。

2) 地域防災体制の充実・強化

- 災害の激甚化・頻発化に伴い、ハード対策だけでは市民の生命や財産を守ることが困難となっていることから、総合防災マップ等による災害危険箇所の周知徹底や防災訓練の実施等により、さらなる市民の防災意識の向上を図ります。
- 災害時に、地域住民や事業所等が互いに助け合える環境づくりを進めるため、自主防災組織の設立促進・活性化等に取り組むとともに、地域の防災活動を積極的に支援し、防災体制の充実・強化を図ります。
- 災害への対応のため官民の関係機関・団体との連携強化に努めるとともに、大規模災害発生時の円滑な救援・救護活動に備えた災害協定の締結を推進します。
- 地震等により甚大な被害が発生した地区における無秩序な開発等を防止するため、「広島県災害復興都市計画マニュアル」に基づき、復興都市づくりの妨げとなる建築活動の制限等を行うとともに、市街地開発事業、都市施設等の整備により、計画的かつ迅速に復興まちづくりを推進します。

3) 地震・火災対策の推進

①防災基盤の整備

- 震災時等における救援・避難活動等を安全かつ円滑に行うため、日常的な点検・補修の取組により、県道生口島循環線等の緊急輸送道路や避難路を確保します。
- 災害による被害を最小限に抑えるため、「尾道市空家等対策計画」と連携し、市街地等では、

老朽空き家等の除却後の跡地の利活用を検討します。

- 災害時における広域的な救援・復旧活動を円滑にするため、地域の防災拠点と避難場所等を相互につなぐ道路の整備や維持管理を強化します。
- 津波時の被害緩和に向けた、海岸護岸の整備を促進します。

②建築物の耐震化・不燃化等の促進

- 火災に強い市街地の形成に向けて、地区の実情に応じて、地域拠点周辺や都市防災上危険性の高い地域における、防火地域・準防火地域の指定を検討するとともに、個別の実情に応じて、新築や改修に合わせた建築物の不燃化・難燃化を促進します。
- 旧耐震基準で建築された木造住宅の耐震診断・耐震改修を促進し、災害に強い都市づくりを進めます。建替え等が困難な地区については、地区の実情に応じて、防災性の向上を図ります。

5. その他都市施設の整備・維持管理の方針

1) 上水道の安定供給

- 将来にわたり、安全で良質な水道水の安定供給を図るため、管路や水道施設等の維持管理、老朽管の更新及び耐震化を計画的に推進します。

2) 下水道普及率の向上

- 市民の快適な生活環境を確保するため、地域の実情に応じて、合併処理浄化槽を含めた下水道施設等の計画的普及による汚水処理を推進します。
- 将来の人口減少や土地利用の動向を踏まえ、下水道区域の再検討や普及のあり方について検討します。
- 地震等の災害時にも機能が発揮されるよう、管路や下水道施設等の維持管理や耐震化を検討します。

3) その他生活関連施設の整備・維持管理

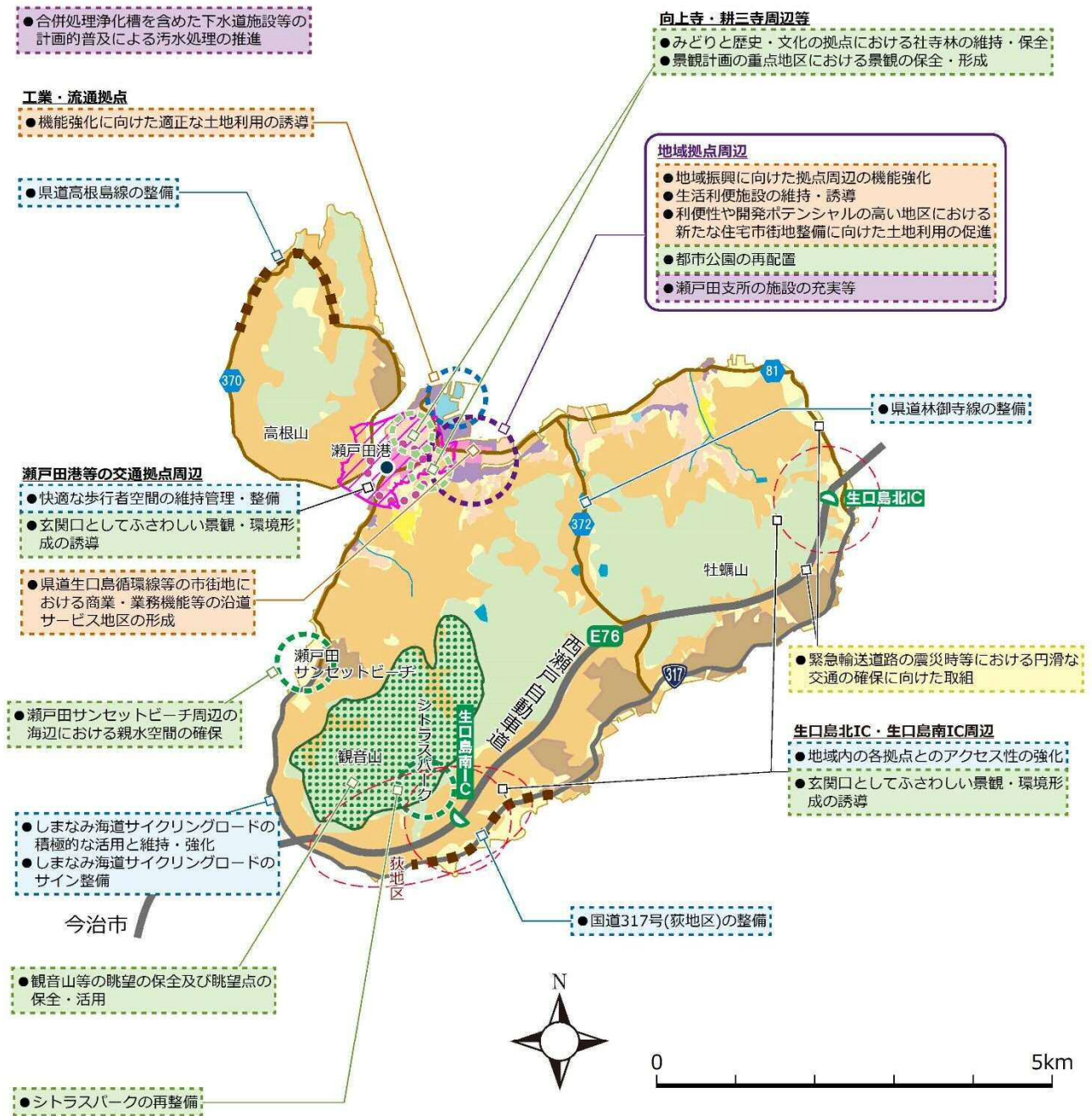
- 地域拠点を核としたまちづくりを進めるため、瀬戸田支所の施設の充実を図ります。
- 環境負荷の小さい都市づくりを目指して、瀬戸田名荷埋立処分地及び瀬戸田汚泥再生処理センターは、長期的な視点に基づく計画的な維持管理を図ります。
- 瀬戸田斎場は、長期的な視点に基づく計画的な維持管理を図ります。
- 既存の公共駐車場は、継続的な維持管理を図るとともに、今後の駐車場需要等を踏まえ、既存施設を効率的に活用します。
- 海上からの交通拠点となるみなとオアシスをはじめとした地域交流や観光振興のための施設は、地域活性化の拠点として、継続的な維持管理を図るとともに、地域振興イベント等によるにぎわい創出の場として活用します。



みなとオアシスに登録されている瀬戸田港

地域づくりの方針図

生口島地域



方針内容凡例		凡例	
土地利用	専用住宅地区	山林	高速道路
道路・交通	一般住宅地区	農用地	一般国道
緑地・景観・環境	近隣サービス地区	その他自然地等	一般県道
都市防災	準工業地区	河川・水面	その他道路 (整備促進(推進)区間)
その他都市施設	工業・工業専用地区	国立公園	地域拠点
	集落地	景観計画における重点地区	工業・流通拠点
			交通拠点
			レクリエーション拠点
			みどりと歴史・文化の拠点
			ランドマークとなる山

尾道地域

御調地域

向島地域

因島地域

生口島地域